令和7年度

上尾市立大谷中学校

いじめの防止基本方針





目 次

1J	U Ø) (C	_ • • •	• •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	y . 30	· ~ -	, }/ - 1 ·	, , , , , ,		1	• I I	レッ	-1-1-	٠_ـــ	≟ 57	⇒ 41∕															
1		じめの定																									
	(1)	いじめ	の定	義 •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	いじめ	の基	本認	識	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	いじ	じめに取	り組	むた	め	の糸	且綻	鈛																			
	(1)	設置目	的•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	組織の	構成	員・	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(3)	活動内	容・		•				•	•			•		•	•			•	•	•	•	•		•	•	2
	(4)	関係機	く関と	の連	携				•	•			•		•					•	•				•	•	3
3	いじ	じめの防	止																								
	(1)	教師の	言動	• 姿	勢				•	•			•	•					•		•		•		•		4
	(2)	いじめ	を許	さな	(V)	学紀	及一	づく	り				•		•			•			•				•	•	4
	(3)	わかる	授業	づく	り				•	•			•								•						5
	(4)	道徳教	育の	推進	•								•								•		•		•		5
	(5)	生徒に	よる	いじ	め	防」	上O	つ取	組	. •			•	•					•	•	•				•		5
	(6)	ネット	いじ	めへ	の	対ル	5.		•	•											•						5
4	いじ	じめの早	期発	見・	早	期対	讨ದ	7																			
	(1)	いじめ	の早	期発	見																•				•		6
		いじめ																									
		重大事																									
	(0)	土 /\+	100	//]	νш.																						~

はじめに

本校では、「いじめは決して許されないことであり、いじめは、どの学校でも どの子どもにも起こりうるものである」との認識に立ち、「いじめの早期発見」、 「いじめの根絶」及び「いじめの早期解消」に取り組んできた。

上尾市立大谷中学校いじめ防止基本方針(以下「大谷中学校いじめ防止基本方針」という。)は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

- 1 いじめの定義といじめに対する基本認識
- (1) いじめの定義

上尾市立大谷中学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条に基づく)

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
 - → 「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
 - →プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
 - →いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
 - →いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
 - →いじめる側の生徒が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
 - →暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
 - →教師の不用意な発言や生徒への接し方が、生徒をいじめの対象にしてしまう
- 2 いじめ問題に取り組むための組織(いじめ対策支援チーム)

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校はいじめの防止等のために「いじめ対策支援チーム」を中核に、校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者(上尾市教育委員会)とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

学校におけるいじめの防止,いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を 実効的に行うために設置する。

(2)組織の構成員

校長、教頭、教務主任、該当学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学校医、さわやか相談室相談員、スクールカウンセラー

(3)活動内容

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う 役割

【早期発見・事案対処】

- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を 行う役割
- エ いじめに係る情報 (いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む) があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への アンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断 を行う役割
- オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護 者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検 証・修正の中核としての役割
- キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて の点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実 行を含む)

(4) 関係機関との連携

- ア 保護者との連携、協力依頼等
- イ 上尾市教育委員会との連携
- ウ 警察等との連携

3 いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめを行わせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残す ものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律 上の扱いを学ぶといった取組を行う。

その他、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も 多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、 学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじ めを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。 また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規 律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを 行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切 さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られる ようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子どもの立場で指導・支援を行うためには、

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、生徒に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、全ての生徒に対して「誠意ある態度」で接することで、生徒から相談されやすい「先生」になれる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成するなどがあることに十分に留意する。

オ 教師がいじめに関わらない慎重な行動

教師がいじめの発生に関わっている場合がある。以下の点に十分留意して、指導する。

- ・教師の不用意な一言が、いじめの発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に、いじめの発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず、いじめの土壌を温存させている場合

(2) いじめを許さない学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の4点について取り組む。

ア 担任として、生徒の気持ちを共感的に受け止める。

- イ 学級内に、生徒一人一人の居場所をつくる。
- ウ 生徒一人一人に役割(活躍の場や機会)を与え、学級への所属意識を持たせる。
- エ 学級内に、生徒一人一人の良さを認め、お互いを賞賛できる空気を醸成する。

(3) わかる授業づくり

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

「わかる授業」「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立 ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

- ア 全ての生徒に、基礎・基本の定着を図る。
- イ 習熟の程度に応じて指導を実施し、遅れがちな生徒には十分な指導を行う。
- ウ 小集団学習などを積極的に取り入れ、学力の向上を図るとともに、協力して学習 する態度も養う。
- エ 授業規律を守らせるとともに、友達の発表をしっかり聞くなど、級友を尊重する 態度を身につけさせる。

(4) 道徳教育の推進

いじめの未然防止のための道徳教育を推進する。

- ア 「彩の国の道徳 道徳教育指導資料 『学級づくりの羅針盤』 ~いま、道徳が 『いじめ問題』にできること~」を活用し、いじめ防止のための道徳教育を実施する。
- イ いじめ防止に関係が深い、「人間愛」や「自他の尊重」、「生命の尊重」などについては、道徳の時間のなかで繰り返し指導する。
- ウ 副読本による指導にとどまらず、授業の中にロールプレイなどを積極的に取り入れて指導する。
- エ 道徳の時間のみならず、ボランティア活動や全ての教育活動を通して、いじめの 防止にかかる道徳的実践力を育成する。

(5) 生徒によるいじめ防止の取組

生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

- ア いじめ根絶集会を年1回開き、生徒会役員が「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」の趣旨を説明し、同宣言について全校生徒で確認し思いを新たにする。
- イ いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスヤ学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起こりにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考えてもらう機会とする。
- ウ 全校生徒がいじめ根絶標語を作成し、生徒会役員が審査し、各学年1点ずつ最優 秀標語として表彰するとともに作品を掲示し、いじめ根絶の意識の高揚を図る。
- エ 人権標語、人権作文に真剣に取り組み、一人一人の生徒が人権やいじめについて 考える機会とする。

(6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。また、非行防止教室等を開き、情報モラルや知識、トラブルに関する意識を高める。

技術家庭科の情報領域の中で、情報社会の危険性について指導するとともに、安易なネットへの書き込みがいじめに発展することなどを示し、適切なSNSの利用について指導する。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、 背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か を判断する必要がある。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見チェックリスト(教職員用)」、「I's2019」にある「いじめ発見のチェックシート」などを活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- イ 生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。
 - ・学校の生活アンケート(生徒対象)を毎月実施する。
 - ・子供のサイン発見アンケート(保護者対象)を学期に1回実施する。
 - ・子供のサインチェックリスト(家庭掲示用)を全家庭に配布する。
- ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「I いじめ防止対策編」も活用する。
- エ 定期的に実施する三者面談や二者面談、家庭訪問などの機会をうまく活用し、生 徒自身や保護者からの情報を得て、いじめに関する状況把握を行う。

(2) いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

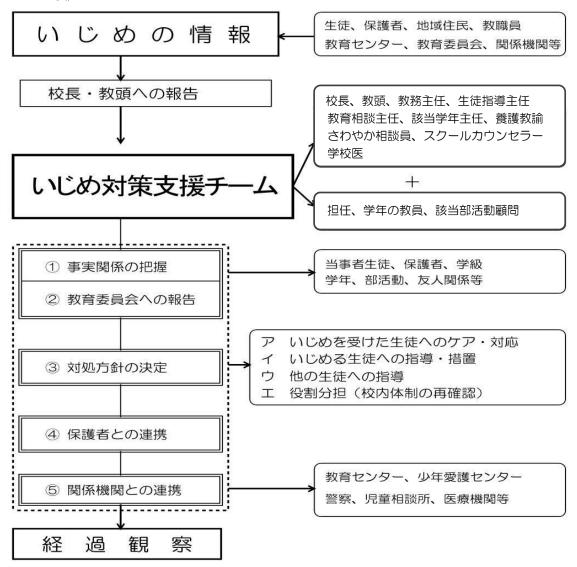
学校いじめ対策組織において情報共 ⁶ った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめを発見・通報を受けた場合

いじめを発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する。



イ いじめる生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

ウ いじめを受けた生徒へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、 日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

エ 周りではやし立てる生徒への対応

周りではやし立てる生徒への対応はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

オ 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- 話合いなどを通して、いじめを考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、正しい行動がとれるように指導する。
- いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、集団意識を高めて学級の連帯感を育てる。

キ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内

容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針の14ページに規定されている。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 重大事態発生の報告

・ 重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ事態発生について報告 する。

イ 重大事態の調査組織を設置

- ・ いじめ防止対策推進法第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応 じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加え る。
- ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - 事実に向き合おうとする姿勢を保持する。
- エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
 - ・ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。
- オ 調査結果を学校の設置者に報告
 - ・ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生 徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- カ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - 調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。
- キ 重大事案が発生した場合の関係者のケア
 - ・ 重大事案が発生した場合には、関係者及び周囲の生徒・保護者へのケアを上 尾市教育委員会と連携し十分に行う。

平成26年4月1日 策定 平成30年4月1日 改訂 令和 5年4月1日 改訂